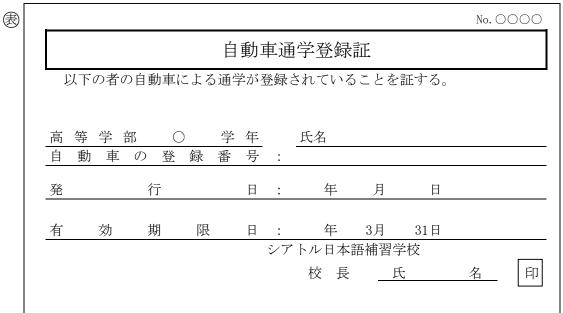
生徒の自動車通学について

- 1 次の条件をすべて満たした場合、自動車での通学を許可する。
 - (1) 合法的に運転免許証を所持していること。
 - (2) 自動車通学について保護者の承諾を得ること。
 - (3) 学校所定の「自動車通学登録届」を提出し、学校の許可を得ること。(有効期限は書類中の有効期限日若しくは退学日とする。)
 - (4) 学校が発行する「自動車通学登録証」の規則を遵守すること。
 - (5) 卒業若しくは退学時には、「自動車通学登録証」を補習校事務所に返却すること。
- 2 「自動車通学登録証」の様式





私は以下の規則を遵守します。

- 1 安全運転に心がけなければならない。
- 2 登録証は車内のダッシュボード上に置いて、車外から確認できるようにしておかなければならない。
- 3 運転中、駐車中、停車中に関わらず運転者、同乗者、乗用車に対する一切 の責任は学校側にはないことを了解しなければならない。

本人サイン: